

# 監査報告書

平成26年5月27日

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

理事長 山田俊平様

監事 小泉いと子

監事 澤井 宏貴

社会福祉法第40条及び社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会定款第11条に基づき、平成25年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

なお、指摘事項については、早急に（ 月 日までに）改善してください。

## 記

- 1 実施日時 平成26年5月27日（火） 10時00分 ～ 12時00分
- 2 実施場所 名称（社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）  
所在地（大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内）
- 3 立会人等 役職名（事務局長）氏名（東 一 久 恵）
- 4 監査結果 次のとおり

| 事 項           | 意 見   | 指 摘 事 項 | 備 考 |
|---------------|-------|---------|-----|
| 理事の業務執行状況     | 適正である |         |     |
| 法人の財産管理状況     | 〃     |         |     |
| 法人及び施設の業務執行状況 | 〃     |         |     |
| 法人及び施設の会計状況   | 〃     |         |     |
| その他の状況        | 〃     |         |     |
| 総 括           | 適正である | 認定・不認定  |     |

### 〔記載上の注意事項〕

- 1 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
  - 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
    - ① 理事長に対して改善を求める。
    - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
    - ③ 大阪府等、所轄庁への報告を行う。
  - 3 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部づつ作成してください。
- ※ 氏名は自署又は記名押印してください。